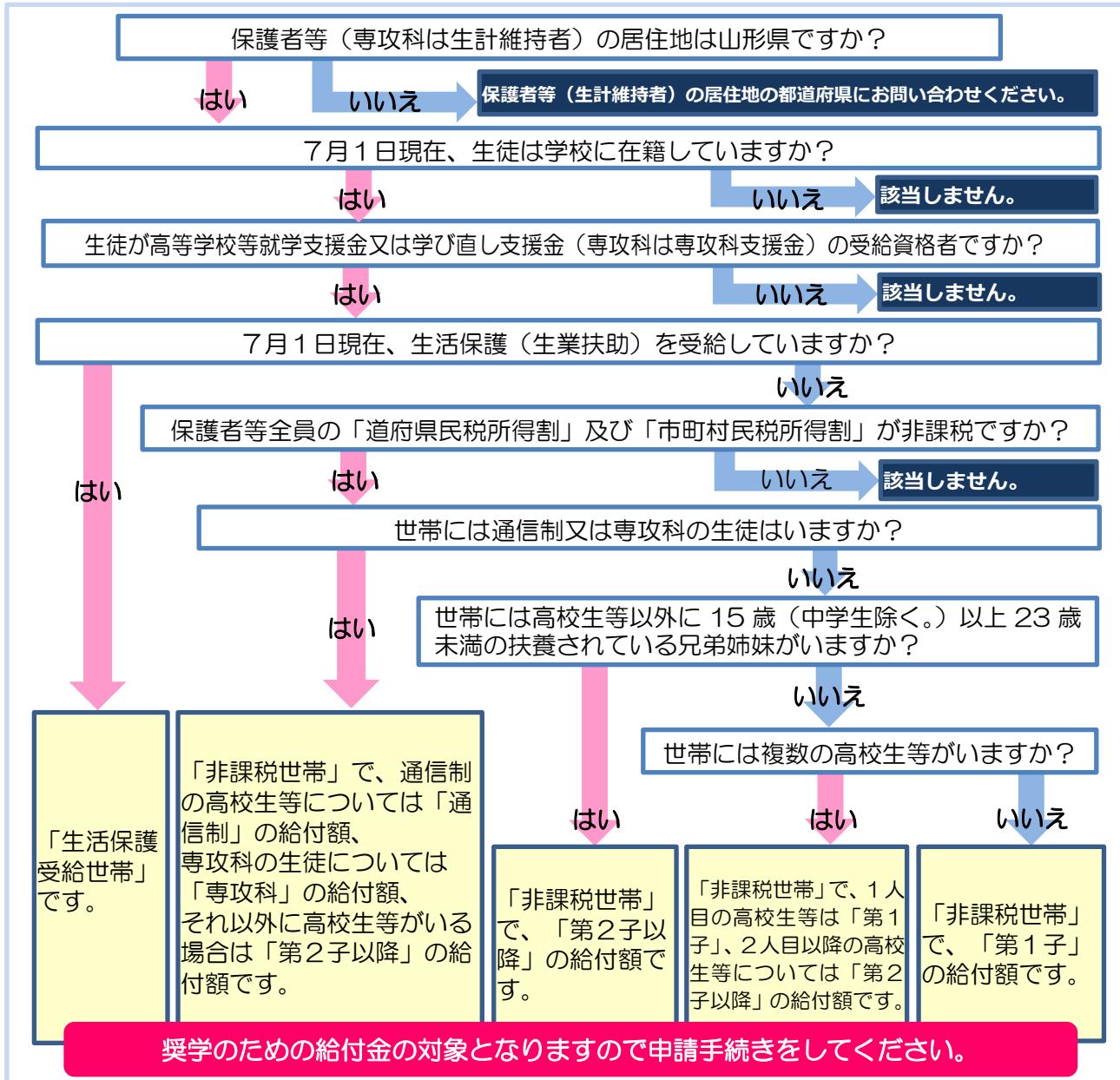


山形県内の国公立高等学校等(専攻科含む)へ在学している方へ 令和6年度「奨学のための給付金」申請のご案内

山形県では、国の高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の補助を受け、低所得者世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。

この給付金は、返還不要です。 給付を受けるには、申請手続きを行う必要があります。

1 「奨学のための給付金」対象確認シート



2 支給額

区分	全日制／定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	32,300円	50,500円
非課税世帯第1子	122,100円		
非課税世帯第2子	143,700円	50,500円	

3 対象要件の詳細

令和6年7月1日（基準日）時点において、次の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

(1) 生徒が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格があること

（専攻科の生徒は、専攻科支援金の受給資格があること。）

(2) 生活保護受給世帯又は保護者等全員が道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であること

お勤めの方は、6月頃に勤務先から配られる「特別徴収税額決定通知書」により確認することができます。

(例)		令和 年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書	
入 給 得 得 他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	山林所得	6月分
総所得金額①		分離短期譲渡所得	7月分
雑損	贈与所得	分離長期譲渡所得	8月分
医療費	株式等の譲渡所得	均等割額⑦	9月分
社会保険料	上場株式等の譲渡所得	定期的所得割額⑧	10月分
控除	先物取引所得	定期的控除額⑨	11月分
小規模企業共済	扶養親族該当区分	所得割額⑩	12月分
生命保険料	本人該当区分	均等割額⑦	1月分
除外	扶養親族該当区分	定期的徴収税額⑧	2月分
地震保険料	本人該当区分	定期的控除額⑨	3月分
(摘要)	所得控除合計②	定期的納付額⑩	4月分
※様式は異なる場合があります。			

「税額」の市町村と道府県両方の「所得割⑥」が非課税(0円)だと対象です。

特別徴収税額決定通知書がない場合は、市町村が発行する課税証明書または納税証明書により確認することができます。確定申告をしていない、海外に住んでいた、などの理由により、市町村が課税証明書を発行できない場合は、本給付金を申請できません。

(3) 保護者等が山形県に在住していること

保護者等が山形県外に住所を有している場合は、居住する都道府県に申請してください。

4 提出書類

提出書類		区分				
		生活保護受給世帯	非課税第1子	非課税第2子	通信制	専攻科
①	奨学のための給付金交付申請書（別記様式第1号）	○	○	○	○	○
②	口座振替申出書（別記様式第3号） 原則、申請者と同じ口座を指定してください。	○	○	○	○	○
③	通帳の写し（口座番号、口座名義（カナ）、金融機関、本支店名が分かる様に）	○	○	○	○	○
④	生徒本人の在学証明書 令和6年7月1日以降発行の原本を提出してください。	○	○	○	○	○
⑤	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別記様式第5号） 市にお住まいの方は市役所に、町村にお住まいの方は県の総合支庁に様式をご持参の上、作成を依頼してください。令和6年7月1日現在の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書の提出も可能です。	○				
⑥	いずれかを保護者全員分（控除対象配偶者になっている場合も提出が必要です。） <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収税額の決定通知書（写し） ・納税証明書（写し） ・課税（非課税）証明書（原本又は写し） ・個人番号カード（写し）貼り付け台紙（別記様式第2号） ※ 個人番号が記載された書類（個人番号カード写しなど）を所定の位置に貼付し、同意事項をお読みの上、太枠の箇所を記入してください、必ず個人番号を所有するご本人が各自記入してください。 親権者等がいない場合で、主たる生計維持者（例：祖父、叔父など）の収入により生計を維持している場合には、証明書等の他に、生徒の生計を維持していることが確認できる書類（扶養誓約書）も提出してください。		○	○	○	○
⑦	扶養誓約書（様式5）			○		
⑧	通信制又は専攻科に通う兄弟姉妹の在学証明書 令和6年7月1日以降発行の原本を提出してください。			○		
⑨	委任状及び同意書（様式6）	学校からご連絡があった方				

申請書類の提出先

申請書類は郵送によりご提出ください。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局高校教育課（山形県庁13階）

5 提出書類上の注意

- (1) 個人番号カード（写し）貼り付け台紙を提出しない方で、証明書に個人番号が記載されている場合は、個人番号に黒塗りなどのマスキングを施した上で提出してください。

6 申請受付期間

令和6年7月1日（月）から令和6年11月29日（金）**必着**

7 審査結果と支給時期

審査の完了後、学校を通じて交付（不交付）決定通知書を配布します。認定となった場合は、申請から3か月後を目途として、4 提出書類の「③口座振替申出書」に記載の口座に振り込みます。

8 給付金の校長代理受領について

学校徴収金に未納がある場合は、委任状を提出いただいた上で本給付金を校長が代理受領し、未納金に充てることができます。該当のある方には、学校からご連絡をいたします。

9 奨学のための給付金 Q&A

Q1 所得割の確認はどうしたらできますか？

A1 お勤めの会社などから配布される特別徴収税額決定通知書や、お住まいの市町村から送付される住民税納税通知書で確認することができます。これらの書類をお持ちでない場合は、令和6年1月1日時点にお住まいの市役所・町村役場等で令和6年度課税（非課税）証明書を発行してもらい、確認してください。

Q2 海外赴任をしていたため、市町村で課税証明書を取得できません。給付金を申請できますか？

A2 保護者等全員の所得割が非課税であることを確認する必要があるため、確認書類を提出できない場合は申請することができません。

Q3 父親が県外、母親と生徒は山形県に住んでいます。申請は山形県にしてもよいですか？

A3 世帯の生活の本拠地が山形県である場合は、山形県に申請してください。

Q4 事情があり親権者全員の課税証明書等が提出できません。どうしたらよいですか？

A4 生徒の教育費負担を求めることが困難であると認められる保護者等については、所得割の確認が不要となっています。お話を聞きした上で提出書類をご案内しますので、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ

山形県教育局高校教育課（山形県庁13階） ☎ 023-630-2513

（受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く。）9時～17時）